

## 第 33 回「政策推進作業部会」議事概要

日 時 平成 30 年 3 月 23 日（金）13：30～15：20  
場 所 中央合同庁舎第四号館 第 4 特別会議室  
出席者 委 員：常本部会長、阿部委員、石森委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員  
オブザーバー：北海道環境生活部 小玉部長、白老町 戸田町長、  
（公財）アイヌ文化振興・研究推進機構 山根専務理事、  
（一財）アイヌ民族博物館 村木専務理事  
事務局：平井内閣審議官、對馬内閣審議官、内閣参事官ほか  
傍 聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省ほか

### 堀井学アイヌ政策推進会議座長代理より御挨拶

#### ○ イランカラプテ。

このたび、菅官房長官からアイヌ政策推進会議の座長代理を拝命いたしました堀井学でございます。

就任に当たり、一言、皆様方に御挨拶を申し上げたいと思います。

政府は、アイヌ政策について毎年度の骨太方針に盛り込むなど、重要政策として取り組んでおります。政策の推進に当たっては、本日出席の有識者の皆様方を初め関係する方々に御尽力をいただき、政府の一員として改めて皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

特に私の地元であります北海道 9 区でありますけれども、白老町において現在整備を進めている民族共生象徴空間について、2020年 4 月の一般公開まで 2 年余りとなりました。年度が変わり、来る 4 月 1 日には、アイヌ民族博物館とアイヌ文化振興研究推進機構が合併し、象徴空間の開業に向け、新しい体制となるものと承知をいたしております。これら施設整備と開業準備をさらに加速させ、地元を初め関係者の皆様と協力をし合い、政府としてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

また、これからのアイヌ政策のあり方を探るため、北海道アイヌ協会の協力のもと、内閣官房が地域説明会を実施させていただきました。北海道内外のアイヌの皆様から貴重な意見などを伺ったと報告を受けております。今後、アイヌの皆様方からの御意見を受けとめて、政府一丸となって総合的な検討に取り組んでまいりたいと考えております。

座長代理として菅官房長官を補佐し、アイヌ政策に全力で取り組んでまいっている所存ですので、皆様方の御指導と御鞭撻、御支援と御協力を心からお願いを申し上げます。

## 議事

### 1. 象徴空間の整備について

#### (1) 民族共生象徴空間の開業準備について

- 昨年12月に平成30年度予算政府案が決定され、本年2月に平成29年度補正予算が成立している。象徴空間を初めとして必要な予算が計上されていると考えている。

象徴空間の一般公開が2020年4月に予定されているので、いよいよあと2年余りとなった。今回、改めて象徴空間の準備の進捗状況、今後の想定スケジュール、課題など、全体像を整理したので説明する。

象徴空間の施設いわゆるハードの関係、体制を含む管理運営スキームの関係、開業準備活動等ソフトの関係について、今後2年間のスケジュールを簡単に示した。

内容がハード、ソフトを含めて多岐にわたり、関係者も多岐にわたるので、この2年間、スケジュール管理をしっかりし、着実に進行していきたい。それぞれ実質的に専門的あるいは詳細の調整、連携が必要になってくるので、そこをしっかりやっていきたい。

施設の関係だが、博物館、公園、慰霊施設とも、4月以降施設整備が本格化する。工事が最盛期を迎えるということ。

次に体制の関係、運営主体についてだが、今年の4月1日にアイヌ文化振興財団とアイヌ民族博物館が合併し、その中に準備体制が発足する予定。運営協議会については、閣議決定において、象徴空間の一般公開までに適切かつ効率的な運営を確保するために必要な仕組みを構築するとなっている。その中で運営協議会の設置についても考えていくということになる。

次に開業準備の関係については、4月1日に発足する運営主体の体制を中心に、今後2年間、博物館の展示企画、体験交流プログラムの具体化等を実施していく。それとあわせて、管理運営に係る今後の検討事項として、営業日・営業時間の問題、料金体系あるいは飲食・物販事業等のあり方について、運営主体と調整しながら、本年の夏ごろまでに具体化していきたいと考えている。それを受けて、各種準備、プログラムへの反映、あるいは修学旅行等の誘致活動につなげていきたい。

愛称等については、象徴空間の一般公開の500日前が本年12月11日なので、それまでに決定して早期に効果的なプロモーションをしていきたい。

全体のアウトラインは以上だが、個別事項を説明する。

体制の件だが、閣議決定の中に3点書いてある。

1つ目は、中核区域の施設を一体的に運営して文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施に当たる運営主体はアイヌ文化振興法の規定に基づいて指定された法人とするということ。

2つ目は、関係者による運営協議会を設置するという事。

3つ目は、象徴空間の一般公開までに運営協議会を活用しつつ、象徴空間の運営方針の策定、運営主体の業務実績の評価、その他象徴空間の適切かつ効率的な運営を確保す

るために必要な仕組みを構築するということ。

この3点が書かれている。

運営主体に関しては、今後開業準備を担っていく民族共生象徴空間運営本部、発足する予定。本部長以下、総務・契約・企画・広報等部門、文化振興・体験交流部門、博物館運営準備部門ということで発足する予定。

運営協議会だが、先ほど申しあげたように運営方針の策定とか業務実績等についてアドバイスをいただくという形になると考えており、国、運営主体、双方に大きくかかわる問題。したがって、運営協議会の設置時期、設置主体、役割、構成員等の詳細については、運営主体の開業準備体制が発足後、国と運営主体の間で調整して、開業までに具体化していきたいと考えている。この体制整備に合わせて、既存の重複するラウンドテーブル等の体制を整理していきたいと考えている。

体験交流関係の開業準備の活動の内容については、主に4つのカテゴリーを考えている。

1点目が舞踊の関係で、アイヌ伝統芸能上演プログラムの運営準備と書いてあるところだが、17の保存会との連携を行って演目を選定していきたいと考えている。古式舞踊に加えて演出映像だとか音響技術を生かした舞踊の披露のための準備をしていきたいと考えている。

2点目は、舞踊も含めて体験学習、工房、伝統コタンの各パートの詳細なプログラムの検討、必要な衣装、工芸品の製作等を行っていきたいと考えている。

3点目は、年間来場者100万人の実現に向けた検討で、飲食・物販や来場者の安全確保、多言語ガイドシステムの導入等の準備を進めていきたいというように考えている。

4点目は、プロモーションで、道庁や白老町、経済界と連携して、効果的なプロモーションをやりたいと考えている。

主にこういった中身を平成30年度、31年度に準備活動としてやっていく。

4月1日以降の運営主体職員がスムーズにこの開業準備活動を実施していくために研修を実施したいと考えている。

4月、5月頃には、現民博の新館を使いながらオリエンテーションを含めた共通的な研修を行い、それ以降は、旧社台小学校や国内のいろいろな先進事例の施設において、あるいは外部専門家の協力を通じて、個別のスタッフ別の研修をしていきたいと考えている。

特に6月以降については、職員の企画力の向上に力を入れながらやっていきたいと考えている。いずれにしても、立ち上がりが非常に大事なので、しっかりこれを進めていきたいと考えている。

管理運営の関係について、前回の作業部会でお示しして御了解いただいている管理運営の基本的な考え方を確認すると、まず1点目はアイヌ文化の復興・創造及び国民理解の促進。この両方を求める必要がある。

2点目はネットワークの確立ということで、象徴空間の管理運営に当たっては、象徴空間のみならず、各地域との連携が必要であること。

3点目は一体的な運営として、多様な機能発揮のために、国からの委託等により象徴空間を一体的に運営する。料金収入等を安定的な自主財源として活用し、積極的・自立的な事業を展開する。

委託と料金収入とを合わせて運営していくということ、地域と連携していくということだが、将来的にはコンセッション方式というのも視野に入れながら検討していく。

今、御説明した管理運営に係る基本的な考え方を踏まえて、営業日・営業時間の関係、料金の関係、飲食の関係など詳細の個別事項について今夏までに検討していきたい。

営業日・時間だが、まず平常の営業日・時間等をどうするかというのを設定する必要がある。それに加えて、季節等に応じた営業日・時間の変動の可能性を検討する。その裏返しになるが、利用者のニーズとプログラム等の実施内容をどうするかということ。営業中に必要となる施設整備、体制については、時間が増えると、その分の体制も確保する必要がある関係にあり、そのバランスをどうするか考えなければいけない。他の施設の事例参照等が必要になってくる。特に夜間の営業を考えるのであれば、来場者の安全や地域住民の理解、管理運営に携わる職員の負担等も含めセットで考える必要があると考えている。

料金の関係だが、100万人の来場者を目標としているので、入場者数の最大化を図るための料金体系をどうするか。教育機会の利用促進の観点もある。利用者の利便性確保、現在は団体客中心で、外国人の方もかなり来られるので、カードの利用等を含めて利便性をどう考えていくかということかと思う。先ほど説明したように自主財源の安定的確保という観点もあわせて考えておく必要がある。

飲食・物販の関係だが、政策的意味合いもあるので、アイヌ文化等の普及啓発あるいは伝承活動、工芸品等の販売等の考慮、この辺も考えていく必要がある。修学旅行生、外国人観光客、ファミリー層等の多様な来場者が想定されるので、これらのニーズを踏まえたメニューをどうするかということ。近隣民間事業者との調和・連携について、白老町の方で駅北口の飲食・物販も検討されているので、ここの調和・連携というのも当然考慮していく必要がある。これらを今夏までに決めていきたいと思っているが、いずれにしても、運営主体の職員や専門家の御協力を得ながら具体化を図っていきたいと考えている。

愛称等については、平成28年5月、アイヌ政策推進会議で了承された部会報告の記述がある。愛称等に関しては、正式名称に加えてアイヌ語等の愛称を設定すべきである。一般公開の前年となる31年度早々に公募を開始して、開業の約半年前をめどに決定する。選考に当たっては、アイヌ文化の専門家等の有識者による選考委員会を設置することも考えられる。この3つが書かれている。

地元自治体や経済界の意を受けて、このような方向で進めてはどうかということは今

回提示させていただく。検討する愛称等だが、アイヌ語等の愛称、通称、ロゴマークというのが考えられるかと思う。

設定対象だが、まず空間全体については必須と考えている。博物館については、他の国立博物館でロゴマーク等を備えている事例があるので、これとの並びをどう考えるか、その可否も含めて、あわせて検討していきたいと考えている。

スケジュールについて、開設500日前が今年の12月11日なので、そこまでに最終決定して公表していきたい。

検討のプロセスの詳細だが、選考委員会における検討として、アイヌ文化の専門家等の有識者、委託者・受託者等の関係者が委員として参加して構成してはどうか。過去の整理だと一から公募というようになっているが、特にアイヌ語の関係はかなり専門的な要素があるので、選考委員会のほうで複数案を提示していただき、その上で全国からの投票で決定してはどうかということ。

選考委員会の設置・運営など選考プロセスの詳細については、これも運営主体の開業準備体制の発足後、委託者である国交省、文化庁になるかと思うが、そこ運営主体との間で調整させていただきたい。どこまでを対象にするかも含めて、この選考委員会の中での意見も踏まえて変更する可能性があり得ると思っている。

したがって、一から公募する、あるいは開業半年前までに決めるということを変更して、少し前倒しで決めていく、専門的な先生方の意見も聞きながら投票をかけていくというような軌道修正を図らせていただきたい。

最後に、これまで、博物館と公園施設を含んだ象徴空間全体のイメージ図がなかったので、今回、象徴空間の中核区域のイメージ図を作成した。今後、いろいろPR等に使用いただければと思う。これから詳細設計で変わっていくが、今現在のイメージということで御活用いただければと考えている。

## (2) 国立民族共生公園について

- まず国立民族共生公園の概要についてはこれまでに取りまとめてきたものを改めて整理したのでご説明する。基本理念、基本方針、空間構成などについて別途検討会等で御議論いただいております。その後、施設配置計画等を作業部会においてもご説明させていただいている。現在、我々の作業としては、特に建築施設の工事発注、それに向けての設計等を進めている。

今回は、前回の10月の作業部会での御意見も踏まえて、基本計画に基づく公園の施設配置に加え、今、説明のあったような体験交流プログラム等の検討も進め、体験型のフィールドミュージアムの具体化として公園の全体基本設計の案を取りまとめている。

これまでの検討で、自然を尊び、自然と共生する文化であることが特徴のアイヌ文化、これが作業部会の報告書で示されており、また、自然空間の中で自然と共生してきたアイヌ文化への理解を深めることができる場ということが公園の基本計画でもうたわれ

てきた。こういったことを踏まえて、今回、体験型のフィールドミュージアムを具体化していくような視点を今までの基本計画から抜き出したものが、次の5点になる。

自然と共生してきたアイヌ文化への理解を深める空間。

アイヌの伝統的な生活や文化を体感。

屋外における古式舞踊等のさまざまな体験交流活動、イベント等に対応。

自然の連続性やアイヌ文化と自然空間が織りなす一体的な景観。

将来へ向けてアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展、各地域との連携。

こういったことが今までフィールドミュージアムといった言葉の中に語られてきたところ。

今回、この5つの視点を踏まえて全体基本設計の案をお示しする。まずロータリー、入り口の部分から説明すると、今までのロータリー、かなり大きな形で、もう少し外側に寄っていた。今回、ロータリーの構造を見直して、ロータリーは大型のバスを対象としていたが、これを斜め45度駐車にしてコンパクトにした。この形にするとバスは人を降ろした後、出ていくために1回バックするが、ロータリーの形をかなりコンパクトにできた。

そして、ロータリーをこの位置におさめたことによって、あいた空間に展望広場。その展望広場から右上に延びるように、この方向は北側になるが、そこからのビスタを設けて自然の連続性、ポロト湖、樽前山といった眺望を確保することによって、白老の自然景観、アイヌ文化の自然観といったものをエントランスとして印象づける演出を考えている。

続いて、さらにこの展望広場から象徴空間の奥行きを感じていただくために、入り口は先が見通せないように、高さはまだこれから設計していかなければならないが、3メートル程度の視界を遮るような壁で印象的な空間「いざないの回廊」をつくらうと思っている。

その回廊は、いろいろなところで曲がって、角を曲がると別の景色が展開していくといったような演出を考えている。この壁自体は、壁の表面はこの土地の土を用いた自然素材でつくって、壁には木漏れ日が映るように周りを樹木で囲んで、そして、奥に行くほど、その壁自体も緑化していくとかという形で緑が豊かになっていく。そのようにして自然を体感できるような工夫を施したエントランスにしていきたいと思っている。

そして、その「いざないの回廊」は主動線となるが、この幅員も3.5メートル程度を考えている。ショートカットとなるように散策路もこの回廊の湿地側に設けようと思っている。

団体利用がかなり重なった場合とか、そういったことも考慮して、この「いざないの回廊」の公園通り側に幅員3～4メートル程度の副動線を設けて、多客時のときにもスムーズに誘導ができるようにということを考えている。

園内では、建物と屋外とを一体的に使えるようにつなぐ工夫として、体験学習館の教

室から直接屋外に出入りして、中と外、自由に使えるようにとか、体験交流ホールでも、少し借景窓の置き方を工夫して、その脇から出入りができるようにして、中と外がシームレスで使えるような演出ができるようにしたいと思っている。

エントランス棟の湿地側、ここにも、今までの飲食・物販のエリアの外側になるが、デッキを設けて屋外での飲食も提供できるような場を用意しようと思っている。

公園全体のことになるが、建物周り、樹木を植えて建物が樹木に囲まれた雰囲気となるような植栽を予定している。使う樹木はもともとこの公園の計画地でイオルの再生事業で植栽した樹木、これが今、旧社台小学校のほうに仮植えしており、それをまた活用して植栽をしようと思っている。移植した木はまだまだ枝張りとか小さいが、植生基盤としては改良されるので、今後、成長してこれらの建物が樹木に囲まれるような雰囲気をつくっていきたいと思っている。

船着き場を全体基本設計（案）には描いている。水辺を使うというのは確かに魅力的なプログラムではあるが、実際に運営者がどのような体験プログラムを行うのか、行わないのかといったことによって、ここの船着き場を整備するかどうかは判断したいと思っている。

最後、伝統的コタンのイメージになるが、現在の配列に近いものになる。伝統的な方法でつくるチセは、手前のチセ2棟、人が入れるような建築基準法に適合させたチセは奥の3棟と考えている。伝統的なチセなどを解説、見ながら奥のほうに入っていくといったような配置を考えている。

### （3）国立アイヌ民族博物館について

- 博物館の進捗状況について御説明申し上げます。まず、用地の取得の関係だが、建設予定地の所有者であった白老町との間で売買契約を9月に締結して、その後、白老町によって既存の物件の撤去工事が終わったので、引き渡しを受け、ことしの1月に所有者移転の登記を完了したところ。

工事の発注の状況だが、実施設計ができたことを受けて、各種工事の入札を実施し、契約を行ったということ。

展示の準備の関係で、展示の概要について、前回のこの会合でも配付させていただきましたが、これのもとになった展示計画を踏まえて、現在、準備を進めているところ。

また、展示資料については、現在のアイヌ民族博物館が保有する約5,000点の資料に加えて、これまでに新たに558点の資料を購入したところ。27年度から今年度にかけて558点、約5,000万の費用をかけて購入したところ。まだまだ資料の収集は行う予定で、30年度においては8,000万の予算措置を講じているところ。

広報活動の状況だが、北海道や内閣官房アイヌ総合政策室と連携して、道内外で広報活動を展開しているところだが、特に修学旅行生誘致のために道外の各地、例えば東京とか大阪、名古屋あるいは広島のほうまで出向いて、旅行代理店や学校関係者を対象に

した説明会などに参加しているところで、こうしたアプローチを今後も続けていきたいと思っている。

#### (4) 質疑応答

- これまでの御説明について、御意見、御質問をいただきたい。  
トピックが3点あり、順を追ってまいりたいので、最初は開業準備等についてお願いする。
- 前にもお伺いしたことがあるかと思うが、運営主体が、非常に複雑な職員の構成になっている。国から来る職員、北海道から来る職員、今の財団から来る職員、白老のアイヌ民族博物館から来る職員。この方々による運営の中で、齟齬のない職員の扱い方ができるのか。つまり、例えば給与面でも国の職員と道の職員、財団の職員などというのは違ってくるのではないか。これが組織の中では、大きな齟齬をもたらす可能性が十分に考えられる。その辺をどうのように考えているのか。
  - これから運営主体と調整するが、今のところの予定としては財団の職員の給与については、道庁の給与体系に準拠しているもので、その中で同じように扱われていくということだと思う。したがって、財団の中で例えば研究職とか一般職というような割り振りが出てくるとは思うが、一般職の中では当然皆さん同じように扱われていくということかと思う。
- 前々からお願いしている人材育成の件だが、今、博物館で働いているスタッフの人たちもまだこの後、自分たちが何をやって、どのように働けるのかわからないというのをつい最近も耳にした。  
本当はここで働きたいけど、今は違う仕事についている若者たちもいっぱいいるわけで、そういう人たちからは、この後どのような採用計画を立てているのかと聞かれるが、私も何も答えられない状況だ。アイヌ文化で生きていきたいと思っている人たちが不安で先が見えない状態である。採用計画がどうなっているのかということをお尋ねしたい。  
もう一つは4月から職員研修が始まるが、誰が教えるのか、何を教えるのかという指導者の側の問題がまだ一向に解決されていない。これも前々からお願いしていたように、一刻も早く、特にアイヌ語の担当、芸能の担当の採用を検討してほしい。こういう方々は研修が始まる前にその準備をしないといけないので、そのことについてもどうのように今、お考えなのかをお尋ねしたい。
- 1点目の新規採用の関係について、これは新財団が発足した後に財団の経営陣、理事会等で、採用方針というのを決めていただきたいと思っている。その中でどういった人材あるいはどういう年齢層の方が必要ななどの基準を決めていただき、採用という形になると考えている。  
2点目の職員の研修の関係だが、そういった職員の不安があるかと思うので、4月、



5月にオリエンテーションも含めて、今後、職員がどういったことをやっていくのかなどについて研修の中で説明して、職員の皆さんが自らどういったことをやりたいのかなどの意見を聞かせてもらいながら丁寧に具体化していきたいと思っている。

その準備として、2月、3月から白老のアイヌ民族博物館の職員の方の中でチームリーダーになるような方々を中心に、4月以降の研修概要を説明しており、また、研修講師も含めてどういった方に教えていただきたいかを含めて、民博職員の方と相談・調整している。

4月からも、今言ったような相談・調整を継続しながらやっていきたいと考えている。

- 今の質問の関連だが、新しい基軸の方たちのプログラムを組んでいくが、やはりこれはアイヌ文化復興という課題があるので、古式舞踊の関係の団体との関係、連絡というのをイの一番で、一義的に十分にパイプを太く、それに加えて、新規基軸という形としていただきたいと思う。
- 今の各委員のお話に関連して、ちょうど文化庁がお見えになっているのでお願いしたいが、アイヌの古式舞踊は確かに重要無形民俗文化財だが、それ以外に指定されていない。ここで伝承者育成事業などにかかわってくるが、日本には3つの文化、日本文化、琉球文化、アイヌ文化とあって、唯一人間国宝がないのがアイヌ文化。2020年に向けて、一人でも二人でも人間国宝が誕生できれば、若い伝承者の非常に大きな刺激になると思う。それは文化審議会で決めることなのだろうが、そういう発想が今の文化審議会に多分ないと思う。その辺のことをもう少し厳しく御指導いただいて、やはり2020年までに一人の人間国宝を誕生させてほしいなと強く願っている。
- 運営協議会のことだが、当初からこの全体について、アイヌ協会との連携をお願いしたい。50のアイヌ協会が地方協会も含めてあるが、オリンピック・パラリンピックの関係で少しお話があったが、やはりアイヌの伝統的な文化やアイヌ語、そういうものについての復興あるいは紹介なので、北海道アイヌ協会、そして、50のアイヌ協会とどのように連携していくのか、あるいは運営協議会もどのような形でかかわれるのかということについてお尋ねしたい。
- 運営主体のアイヌ協会との連携の関係だが、先ほどのオリンピック・パラリンピックに係る連携は早速やらせていただきたい。開業準備活動の中でも御説明した、例えば衣装の製作だとか舞台工芸品の製作といったところも各地域の協力を得ながらやっていきたいと考えているので、今後、運営主体の職員と調整するが、アイヌ協会とも相談しながら連携できればと考えている。

運営協議会のメンバーだが、設置時期とか構成員等の詳細は、開業準備体制が発足後、関係者の方と調整させていただければと考えている。
- もちろん北海道アイヌ協会が協力するのは当然だろうが、北海道に限定しないで、道外にもアイヌがいるということを前提の上で進めていただかないと困る。

- 道外の扱いについてはほかの各論点についても共通の課題なので、忘れずによりしくお願いしたい。

民族共生公園について、御質問、御意見があれば。

- 「いざないの回廊」のことだが、基本、木を使って、そして、木漏れ日が見えて、奥に進むにつれて緑が壁自体に生えているというようなイメージで捉えていいのか。3メートルとなるとかなりの圧迫感があり、そこでイメージが固まるかもしれない。何しろ一番最初なので、そこが物凄く大事だなと思ったのだが、もう一度このあたりについてのお考えを聞かせていただきたい。

- 「いざないの回廊」は、エントランスなので非常に最初の印象として、重要な場所だと考えている。ここの壁のイメージについては、これを全て土でと考えているわけではなく、そこの壁の素材も、自然素材だったり、奥は壁を緑化して緑で視野を遮るというのものもあるし、ほかにも素材は木を使うとかということはあるかと思う。完全に全部土の壁でということを決めたわけではないので、不要な圧迫感のないような形を専門家も含めてしっかり検討していきたいと考えている。

- 「いざないの回廊」は、どのようになるかはこれからだと思うが、まず樹木、緑豊かにしていただけるというのは、最初の案は芝だけだったので、そういう意味では積極的に考えてくれているのだなということに私としては感謝したい。

- 確認だが、伝統的コタンのイメージの中にあるチセだが、5棟全部カヤぶきのチセですね。

これも何回か申し上げているが、伝統的コタンの中のイメージで、カヤぶきだけではなくてササぶきとかこけらぶきのチセなどもあるわけで、それもどこかに配置していただけるということは考えておいていいのですね。

- ここのコタンのイメージの5棟はカヤぶきをイメージしたものを予定している。ササぶきとかその他のものについては、今後また検討していきたいと考えている。

- 民族共生公園、自然の復元みたいな形で整理されるのはよろしいと思うが、実はこれは全部手が入って、あるいは復元してという枠の中で行っていると思う。コンセション方式も検討ということで、文科省、国土交通省の合体でこの公園の運営をしていこうということだが、実はここの公園の周辺部分あるいはここ自体が国の公園となり、森林は林野庁の持ち物だと思う。林と文化の関係、そして、人間とのつながりとなれば、この中核のところの自然をよくするのもそうだが、周辺との関係、体験交流との関係。先ほど船着き場が、これから新しい運営団体の検討次第だということになっていたが、実はこの辺のところは活動の内容とかエリアが広がる。あるいはコンセションの中に林野庁の国有林を加えて形づくるということも今後考えられるのではないかと思う。今すぐの話ではないが、そういう幅を持たせた、あるいは周辺部分も生かした、縮こまらないような形で頑張っていたらいいと思う。

- 今の意見ですが、先に説明した開業準備活動の中でいろいろな体験交流のプログラ

ムをつくっていくが、その中で中核区域だけではなく、周辺も含めて活動範囲を考えていきたいと思っている。

- 3メートルの壁ができて外が見渡せない雰囲気になる御説明でした。横幅はどのぐらいの通路があって、そのような高い視覚ができるのかわからないが、私の身長で歩いていても、その壁はうっとうしいなと思うので、車椅子の方とかベビーカーの中のお子さんとかは、そんな分厚い壁を見ているだけより、まだ周りの自然が見えたりするほうがありがたいのではないかと。道幅がどのぐらいの幅がある計画なのかわからないが、想像する限り、圧があるだけでうれしくも何ともない。真冬の湖から来る風よけにはいいだろうが、雪よけとか風よけの対策としてはいいだろうと思うが、どう考えて想像してもありがたくないなというイメージしか湧かない。
- イメージはワンカットしかないが、ずっと壁で塞がれた中というのではなく、ポロト湖側、一番近い湿地側のところの壁のほうはあける。角を曲がるとその先は見通せないが、曲がると視界が広がる、開かれる。そしてまた内側に回っていくと次はどんな展開になるのだろうかという角々を曲がって、また新たにポロト湖側、湿地側が開けていく。このようにシーンを展開していくといったようなイメージで、ここは「いぎないの回廊」ということで利用者の導入というように考えている。
- この回廊を初めて見たときに、私は非常にすばらしいなと思った。やはり公園という形でスタートしたので、どうしてもスパンと見えている感じの設計が多かったが、例えば古い城下町などを歩いているときの目線が切れていきながら新しい角を曲がったときに新しい体験ができていくというような、作り方は感動的なエンタランスにできるアイデアというかデザインではないかなと思っている。

評判が悪かったので、少し応援の意見を言わせていただいた。
- 博物館について、御質問、御意見があればいただければ。
- 簡単に一言で言うと、余りよく中身が見えない。それに尽きる。
  - 申しわけありません。今、委員からいただいた御意見を踏まえ、見えるようにこれから努力してまいります。
- 資料を新年度も予算をつけて買うというお話をしていたが、そういう資料の中に、前にも私はお願いした覚えがあるが、青森の旧稽古館の貴重な資料とか、ああいうものも全部倉庫に眠らせておくのではなくて博物館の中で日の目を見るような方向の資料を集めるということですか。
  - どのような資料を収集するかということについては、専門の方々の御意見も踏まえながらやるが、今、委員からいただいた御意見もきちんとお伝えをして、そういう資料が出てきた暁には収集できるようにしていきたいと思っている。
- 個別の資料については、ここでは議論できないと思うので、しかるべく進めていただきたい。
- 以前の説明のときに、樺太アイヌの大きなイナウ、アイキャッチャーになるようなイ

ナウの特別な展示も考えているというような御説明があったが、樺太アイヌの文化というのは北海道アイヌとかなり様相が違う。樺太アイヌのイナウに関して話してはいたが、同じアイヌの中の差異だが、その辺というのは資料収集とか展示とかの形では、どのような形でアプローチしているのかお聞かせいただきたい。

○ アイヌ文化の地域的な差異というのも視野に入れていて、個々の資料を購入するときも、なるべくその資料がどのアイヌの人たちが製作したものであるか、どのアイヌの人たちで使われたものかということに関して十分注意を払いながら集めている。

ただ、とにかく集めるものについても数が限られていて、例えば北海道のどこの地域のものを集めるというような形の収集はできない。あくまでもこちらで手に入れることができる資料の範囲で、そういった地域差というものをある程度加味しながら収集するという方針になっている。

## 2. アイヌ遺骨について

○ アイヌ遺骨等の地域返還について御説明する。

昨年3月の作業部会で御議論いただいた「地域返還の基本的な考え方について」については、その後の第9回アイヌ政策推進会議の作業部会報告の中にも盛り込まれている。本日は、この基本的考え方を踏まえながら、今後のアイヌ遺骨等の集約と地域返還に向けた流れについて、事務局としての案を説明させていただく。

国内の大学が保管しているアイヌ遺骨等のうち、出土地域が判明している場合の取扱いについて、地域返還の手続の開始から集約に至る全体のフローをまず御説明し、地域返還の申請があった場合のフローというのは次に御説明する。

最初に、文化財に該当する遺骨について、これは現在、国内の大学が保管しているアイヌ遺骨等の中には、文化財認定されているものもあることから、そのような場合は自治体への意向確認という手続が必要になるということ。

地域返還のスタートとしては、情報の公表というところになるかと思うが、地域返還に係る情報及び手続の公表については、まず各大学等がホームページなどを使って情報を公開し、出土地域のアイヌ関係団体からの地域返還の申請を受け付けるということになると考えている。

次に、一定期間内に返還申請のない遺骨や出土地域が不明な遺骨については、その後、慰霊施設に集約していくという流れになると考えている。ただし、その際には、集約後も地域返還が可能である旨をお示しすることが必要と考えている。

続いて、地域の範囲だが、これは現在の市町村を基本的な単位とすべきではないかと考えているが、出土地域が判明している遺骨の中には、市町村よりもさらに細かい地区単位まで判明している場合もあるので、そういった場合には、地区単位での返還も可能とする方向で考えてはどうか。そして、こういった形で情報公開して返還申請がなければ集約に移行するというので、きちんと慰霊施設で保管をしていくということになる

うかと思う。

実際に地域返還について申請があった場合はどのような流れになるのかについてだが、まずアイヌ関係団体による返還申請に当たり、申請を行う団体は事前に市町村等に埋葬の確認を行うということが必要だろうと考えている。なお、申請団体に対して法人格は求めないというのが基本的な考え方と考えている。

続いて、アイヌ関係団体は、出土地域に居住する複数のアイヌの人々によって構成されることを要件とするということで、現在出土地域に居住していなくても、例えばそこが出身地であるなど出土地域に縁のあるアイヌの方もそういった団体に参加することは可能ではないかと考えている。ただ、出土地域に遺骨をお返しすることが基本的な考え方なので、現に出土地域に居住していない方だけでそういった団体を構成するのは適当ではないのではないかと考えている。

そして、出土地域に居住するアイヌの人々であることについては、道外アイヌ施策の対象者について、道外の奨学金の制度の中で確認制度を設けているので、そういった確認の手順を参考にしながら、適切な申請者の方から申請が行われているかということを確認するという作業が必要ではないかと考えている。

この申請が仮に複数の団体から行われた場合、あるいは1つの団体が地域返還を求めるのに対して別の団体が地域返還をせずに集約してほしいというような希望を表明するような場合には、こういった申請者間の話し合いによって解決を図る方法を検討していくことが必要ではないか。関係者間の意見がまとまらない場合の調整方法については、今後の検討が必要ではないかと考えている。

そして、最終的に地域に返還された場合の対応として、返還を受けたアイヌ関係団体は出土地域または出土地域に類する地域において埋葬・慰霊を行うこととするという流れ、地域返還があった場合には、こういった形で地域での慰霊を行うということになると考えている。

- ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をいただきたい。
- この返還に関しては、これまで個人に返還するというところで、大学間で相当な話し合いをされていたと思う。今度の場合は情報の公表というところが各大学に任されるのだろうと思っているが、大学間で、これはきちっと話し合いができているのでしょうか。その取り組みがきちっとできたかどうか教えていただきたい。
- まさに先日、関係大学の協議会で説明させていただいたところ。こちらの作業部会で審議いただくのも当然ではあるが、ガイドラインという法的拘束力のある形のスキームではないので、文部科学省とも協力しながら丁寧に大学と調整をしていきたいと考えている。
- 前は結局、遺骨返還は2つの大学だけだったが、今度はきっとかなりの大学が対象になると思うので、全体の足並みがそろって同じような情報が出せるというようなスキームをきちっとつくっていただけたらと思う。

- 2つお伺いしたいが、まず1つは、文化財に該当する遺骨について、これは文化財保護法で指定された遺骨と文化財保護条例で指定された遺骨というように考えていいのだと思うが、それぞれ何件ずつあるのか、教えてほしい。
- 今、手元にその数字がないので、文科省とも相談して、後日、御報告させていただきたい。
- もう一件、これはうわさで聞いた話で全然確認しているわけでもないが、地元に戻された遺骨に付随している副葬品、これを博物館のほうに寄贈した。これは事実か。
- これについては、北海道大学が当事者になっている訴訟の中でのことなので、政府としては関与していないと思う。
- この地域返還のスキーム、要するに大学なり持っているところと請求する側との一直線のラインの中で処理をされていると思うが、実は骨は埋葬の形態とか、副葬品の関係の扱い、管理あるいは慰霊の形。これは今、アイヌの中でもいろいろな宗教の方がいるだろうし、ある方はアイヌプリでやりたい、あるいは土葬にしたい、焼骨にしたい、いろいろな価値観とか埋葬の扱い方なども多様になっている。

そういうことからすると、地域返還に関して、ここに複数とかコミュニティー、町村だけでなく小さな単位も可能とするという形のラインが出ているが、一番大切なのは、やはり管理とか埋葬とか慰霊とか、こういうようなものの受け皿となるものと地域、そこに住んでいる人、その人たちが恒久的にきちっと責任を持ってできるのかどうかということが一番大切ではないかなと思う。

また、その遺骨は全然アイヌに知らされないでずっとさまよってきているわけだが、管理している大学などにあるこの経緯というのは、やはり遺骨が戻るに当たって、あるいは地域に戻るに当たって一番大切なことだと思う。こういうようなことも返還の要素になってセットになっていなければ、返還の納得も行かないだろうし、返る骨も浮かばれない。そして、本当の意味の共生の意味合いでこういうスキームをつくっていくべきということ。もう少し物理的に、あるいは狭い領域でということではなくて、よく言われている人としての両面を見ながら、きちっと納得してやるような形ということはもう少し深く考えたほうがいいのではないかなと思う。
- ただいまの御発言を踏まえて進めていただくということによろしいか。
- 地域返還にしても、集約にしても、きちんとお返しするに当たっては事前の情報の整理といったものも必要になってくると思うので、そういったことも含めて、文部科学省を含めて調整を進めていきたい。
- もう多分これは論外なのかもしれないが、出身地、かつて居住したことがある等々あるところに、ただし、地域に返還することに鑑み、上記の者だけでは団体を構成することは不可とするとなっているが、出身地の遺骨があつて、それを自分たちの手で埋葬したいという居住地外の人間たちの集団がいたとして、この文章でいくと、そこはもう閉ざされたままということになる。

- そういう居住地外の方々の方々のみの場合にはまずいのではないかとというのが今の説明。
- だから、例えば私には本当にこれに該当する遺骨はないが、道外のアイヌたちでそういう人たちが出た場合に、自分たちのふるさとに引き取って埋葬して、1年に一遍とか2年に一遍しかお墓参りはできないが、それでも引き取ってお墓に埋めたいという人が出た場合には、何も対応はしないということですかという質問。
- 基本的には、今進めている身元まで判明している特定遺骨の返還に関しては、祭祀承継者にお返しするというので、祭祀承継者に当たる場合には、どちらに居住するにしても直接の先祖に当たる方の遺骨なので、直接のその方にお返しするということになる。

今回、対象としているのは、個人名まではわからないが、出土地域がわかっている。そういった場合は地域にお返しするというようなスキームで考えているので、なかなか出土地域ではないところにお返しするという考えは難しいかなと思う。他方で、そういった方が出身地の方と一緒にあって、きちんと慰霊などに参加していただくような形をつくっていただくのであれば、そういった場合には参加していただけるということになるかと考えている。

- 例えば私の出身地に遺骨があったとして、私は自分の生まれ育った地の遺骨を引き取ってその出身地に埋葬したいのですと道外で手を挙げた。それに対しての窓口もシャットダウンするののかという質問で、自分たちが生まれた地域の骨を自分たちが生まれた地域に埋葬したいのだという声を上げるアイヌが道外にしかいなかった場合、その窓口を閉ざすのかというように聞いたつもり。
- 今時点で想定していたのが、地域返還の受け皿として考えた場合には、今の例で申し上げますと、例えば出身地にどなたかがいらっしゃれば遺骨の受け入れは安定するのではないかとこの考え方でこのような記載にさせていただいているところ。
- これは両方の考え方が諸外国の例などを見てもあると思う。東京に在住のアイヌの方だけで返還を受ける、そして、地元で埋葬するという方法ももちろんあり得るが、継続的な慰霊をより確実とするためには、現地にどなたかがいらっしゃるほうが確実だろう。そして、この場合、2人のアイヌの方がそろえば、それで資格はあるということになるので、現地にお一人の協力してくれる方を求めるということは、余り難きを強いることにはならないのではないかとというのが原案の考え方だと思う。
- 私の頭が古いのかもしれないが、現代生きている私たちアイヌ民族はいろいろな宗教をやっているから、お墓参りだの、何だのという習慣があつて、それをやらなかったら親不孝だの、冷たいだのと言われるだろうが、埋葬したいとかと言っている骨たちは、お墓参りの習慣があった時代の遺骨でないの、自分のふるさとに埋葬してもらって、それだけでもう多分遺骨は文句を言わないだろうという時代の遺骨の話なので、こういう質問をしている。だから、いろいろな宗教に使ったアイヌ民族の遺骨に関しては、それぞれの御家庭の同じ仏教でも南無阿弥陀仏だの、南無妙法蓮華経だのとこだわるのも

あるでしょうけれども、この遺骨に関してはそれがないと思う。

○ 確かにいろいろな今と昔との文化的な違いといったものもあるとは思いますが、今、ここでお示しした案は、ある程度安定的に地域返還というものを実現させるための仕組みとしては、やはり出土地域にどなたかがいらっしゃるとというのが例えば埋葬の確認について地元の自治体と相談するにしても都合がよいのではないかとということで、このような形にさせていただいているところ。

○ 地域返還については大学との調整など、まだまだ越えるべきハードルはあろうかと思うが、しかるべくお願いしたいと思う。

あわせてもう一つお願いしたいのは、やはり博物館所蔵の遺骨についても、ぜひ返還の道筋をつけていただきたい。既に道東を中心に博物館所蔵の遺骨の返還を求める御意見があるので、できるだけ速やかに、その道筋をつけていただきたい。基本的スキームは同じだと思うので、しかるべくお願いしたいとこの機会に申し上げる。

### 3. 政策再構築について

○ 「アイヌ政策再構築に係る地域説明会について」は、アイヌの皆さんに寄り添った民族政策を再構築するという観点から、多くのアイヌの方々が居住されていると思われる道内あるいは道外の各地域において、現在の政府のアイヌ政策の取り組み状況を御説明した上で、アイヌの皆さんの御意見を聴取するというような説明会を、内閣官房が北海道庁と北海道アイヌ協会の協力を得て昨年12月から今年までの間に12回、開催した。

開催に当たっては、本日御出席の委員の一部にも御出席いただき、この場を借りて御礼申し上げます。

参加いただいたアイヌの方々の状況をまとめているが、全体が12回で、延べ286名の方々に参加いただいた。性別の内訳は、男性168名、女性118名ということで、おおむね3対2ぐらいの割合。アイヌ協会に属していない方々についても延べ48名、全体の17%弱の方に参加いただき意見を賜ったところ。

各会の出席人数は最多が道南の渡島・檜山地域で開催した60名、一番少なかったのが、西胆振地域が5名というところで、出席人数のばらつきはあったが、人数の多い少ないにかかわらず、時間いっぱい、多くの御意見を賜った。

説明会では、まず政府のこれまでの過去のアイヌ政策に取り組んだ経緯として、現在実施中の施策について、1つは北海道アイヌ生活向上関連施策を約半世紀にわたって実施してきたこと、2番目には、アイヌ文化振興施策を約20年にわたって実施してきたことを説明した。準備中の施策として、民族共生象徴空間の関係の取り組みを進めているということの現状を説明した。

こういった現状を説明した上で、アイヌ政策を見直していくに当たっての基本的な考え方や検討事項について、生活向上、文化振興施策についての検証。現状施策以外に関する様々な実態把握や課題整理の実施。諸外国の情報の分析などの検討を進めていくと



いう説明をした上で、意見を頂戴した。

意見聴取の方法は、説明をした後で参加した方全員での意見交換を行った後、個別のブースをつくって個々に御意見も頂戴した。そうすることによって、ほかの人には聞かれない形で日ごろ思っていることも御意見いただけるよう配慮した結果、個別意見聴取でも有益な意見がたくさんいただけたところ。

いただいた意見については、数も多いので、これから整理、分析した上で対応の方向を含めて次回以降の部会で御議論いただきたいと思います。出された意見の傾向としては、まず1つは、出された意見が国だけに対する意見だけではなくて、自治体とかアイヌ関係団体に対するものを含めて多岐にわたる意見があった。数が一番多かったのは、やはり現在実施中の生活向上や文化振興施策に関するものであった。将来に向けてということで、象徴空間とかアイヌ遺骨に関する意見も多く出ている。さらに、先住民族権利宣言の趣旨に即した取り組みを進めていくべきだといったような意見も出ている。

多くの意見が寄せられたわけだが、1つの問題に対して意見がおおむね一致しているようなものもあるし、一方で、立場によって意見が大きく異なるものもありとさまざまだった。1つの問題に対して意見が異なる背景としては、1つは年齢とか地域とか、そういった違いによって意見が異なっているようなものもあり、もう一つは、アイヌ政策に対する考え方の違いによって異なっているところもある。特に民族が共生するという考え方を受け入れる人と、そうではなくて、ほかのものとの関係性については余り配慮しないで排他的な考え方に立っている方では、意見が極端に違うような事象も出ている。

こういった意見の違いについては、例えば遺骨の関係などについては既に異なる意見があることを前提に方向性を見出しているわけだが、それ以外に現段階では方向性が定まっていないものも含めて、これから意見の内容を整理、分析した上で内容を考える必要があるかと思っている。

実施状況は、今、御説明したとおりのので、次回部会までに意見の整理をはかった上で対応の方向性を御議論いただけるように事務局で作業を進めてまいりたい。その次回の部会での検討結果をもとに、アイヌ政策推進会議に御報告できるような形にしていきたいと思っている。

以上が地域説明会の関係だが、関連する取組として、実際の地域意見交換会に合わせて出向いた先でアイヌ政策の実施に携わっている自治体の担当者の皆さんなどとも一部意見交換を行った。北海道庁で生活実態調査の前倒し実施をしていただいているところなので、そういうものもあわせてこれから検討の素材としていきたい。

今回、こういった地域説明会をしたことによって、関連の自治体ヒアリングも含めて政策の立案、政策実施の現場におられる方、アイヌの方々のと相互で意思疎通を図った初めての試みということもあるので、ここに出てきた意見を貴重な検討素材として、これから政策再構築に活用していきたいと考えている。

- 地域説明会について、御質問、御意見があればいただきたい。
- 北海道あるいは東京都でアイヌ政策の現状と課題についての説明会あるいは要望を聞いていただいたということについて、本当に心から感謝を申し上げる。  
アイヌ民族の、これから象徴空間の公開をめどに、真のニーズを踏まえて現実的、効果的な立法措置の可能性を検討するとあるので、心からよろしくお願いをしたい。  
検討事項の中に、3点目として海外の先住民族政策の整理分析と我が国への適用可能性の検討というのがあるが、これは台湾とかニュージーランド等に視察に行かれたとも聞いているが、この3点目については例えば私たちが目にしたりするような何か資料とか、そういうものはあるのか。
- まだ取りまとめという形にはなっていないが、それぞれ調査している内容については、ぜひ還元できるように努力したい。
- 全国展開でアイヌ民族の相談電話を開設していると思うが、そこの担当に行っている者たちが、相談をするということである程度自分たちの生活を維持できるように、今の状況だと本当にアルバイトのおじさん、おばさん状態になっているみたいなので、一人でも二人でも担当しているアイヌがそこで働いてみんなの役に立ちながら生活を維持できるという方向性に進めていただきたい。
- 相談員の方の処遇を改善してほしいという意見かと思うので、事業実施担当の省庁とも現状を踏まえて何ができるか、検討項目に追加したい。
- 先ほど協会未加入者の人数を言っていたが、この参加者の延べ人数の中に48名の方がいたということか。
- はい。
- それは首都圏の人間と関係なく、道内のという意味か。
- 首都圏の10名の方も含めてなので、道内に限定すると38名になる。

## 閉会

- 以上で本日の議題は全て終了ということで、これで本日の合同会議は終了とさせていただきます。